

御意見の概要	意見数	これに対する考え方
<p>1. 再生利用認定制度の対象について</p> <p>ばいじん或いは焼却灰に含まれる金属成分は有害ではあるが、同時に有用金属でもあるので、資源循環型社会形成及び有害物の拡散防止の観点から、再生利用を促進することが必要であり、これらを再生利用認定制度の対象に加える意義は大きいと思料する。</p>	3	(支持内容のため対応不要)
<p>2. バゼル規制対象物である金属の再生利用認定制度に係る基準について</p> <p>バゼル規制対象物であるばいじん等には多くの有害物質が含まれることが想定されるが、「鉱物、鉱物の製錬又は精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設」には、すでに多種類の有害物質を取り扱う技術的実績があるが、金属再生業では有害物質を取り扱う技術的実績は少ない。このため、鉱石等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設に限定することは妥当であると思料します。</p>	3	(支持内容のため対応不要)
<p>3. 処理残渣について</p> <p>金属分の再生利用後には処理残渣が発生するが、これらの処理残渣の多くは再利用され、実質的に残渣とはなっていないので、合理的な判断と思料します。</p>	2	(支持内容のため対応不要)
<p>4. 者の基準について</p> <p>再生品が円滑に流通することが、資源循環には不可欠である。</p> <p>したがって者の基準については、再生品の円滑な流通を行わせるための基準として、「金属の製造及び販売を主たる事業として行うもの」を設けることが必要である。また、維持管理基準について、「鉱物、鉱物の製錬又は精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設」は生産設備であるので、維持管理基準が不明確、実績として生活環境の保全が図られている。</p> <p>今回示された各施設の維持基準は、施設の特質と生活環境保全を考慮した合理的なものである。</p>	2	(支持内容のため対応不要)